

附 則（平成一五年八月二九日人事院規則
則一―三九）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

（人事院規則一四一―七の一部改正に伴う経過措置）

5 この規則の施行前に前項の規定による改正前の規則一四一―七第十一条の二第三項の規定によりされた承認又はこの規則の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第二条第二項の規定によりされた承認又は承認の申請とみなす。

附 則（平成一六年三月五日人事院規則
則一―四二）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
1 この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日人事院規則
則一―四四）抄

（施行期日）
附 則（平成二〇年一二月二十五日人事院規則
則一―五三）抄

第一条 この規則は、平成二十一年十一月三十日から施行する。

附 則（平成二七年三月一八日人事院規則
則一―六三）抄

（施行期日）
第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（雑則）

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（平成三一年三月二五日人事院規則
則一四一―七一二）抄

（施行期日）
1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和四年二月一八日人事院規則
則一七九）抄

（施行期日）
第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。